

●日常生活用具給付品目

種類	種目	対象者	基準算定額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ※	下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000円	8年
		難病患者で寝たきりの状態にある方		
	特殊マット ※	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る。)及び知的障害A1若しくはA2の方	19,600円	5年
		難病患者で寝たきりの状態にある方		
	特殊尿器 ※	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る。)	67,000円	5年
		難病患者で自力で排尿できない方		
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する方に限る。)	82,400円	5年
	体位変換器 ※	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する方に限る。)	15,000円	5年
		難病患者で寝たきりの状態にある方		
	移動用リフト ※	下肢又は体幹機能障害2級以上の方	159,000円	4年
		難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある方		
自立生活支援用具	訓練椅子 (障がい児に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるもので、それぞれ原則として3歳以上のもの。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。	159,200円	8年
		難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある方		
	入浴補助用具 ※	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする方	90,000円	8年
		難病患者で入浴に介助を要する方		
	便器 ※	下肢又は体幹機能障害2級以上	9,850円	8年
		難病患者で常時介護を要する方		
	T字状・棒状のつえ	下肢機能障害、体幹機能障害、平衡機能障害	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具 (住宅改修を伴うもの及びスロープ、据え置き型の手すり※)	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000円	8年
		難病患者で下肢が不自由な方		
	頭部保護帽	下肢機能障害、体幹機能障害、平衡機能障害、知的障害A1若しくはA2又は精神障害1級の方	12,160円	3年
	特殊便器 ※ (住宅改修を伴うものを除く)	上肢障害2級以上又は知的障害A1若しくはA2で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な方	151,200円	8年
		難病患者で上肢機能に障害のある方		
	火災警報器	障害等級2級以上(精神障害にあつては1級)又は知的障害A1若しくはA2の方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上(精神障害にあつては1級)又は知的障害A1若しくはA2の方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
	電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は知的障害A1若しくはA2の方	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	87,400円	10年

●日常生活用具給付品目

種類	種目	対象者	基準算定額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる方	36,000円	5年
		難病患者で呼吸器機能に障害のある方		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる方	56,400円	5年
		難病患者で呼吸器機能に障害のある方		
	発電機又はバッテリー	呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している方	100,000円	10年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な方	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する方	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の方	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障がい者であって、必要と認められる方	383,500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上	10,400円	7年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる方に限る。)	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	85,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な方を原則とする。	13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900円	6年
	人工喉頭	音声・言語障害	72,200円	5年
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者	※1	—
排泄管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	脳性麻痺などの脳原性運動機能障害及びストマの著しい変形、ストマ周辺の著しい皮膚びらんのためストマ装着ができない方等	12,000円	—
	ストーマ(尿路系)	膀胱機能障害	11,600円	—
	ストーマ(消化器系)	直腸機能障害	8,850円	—
	収尿器	膀胱機能障害	8,500円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 ※	下肢、体幹機能障害又は、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方であって障害等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の方)	200,000円	—
		難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある方		

※1の点字図書の基準算定額は、既存の墨字図書の価格とする。